

新潟農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：除外、用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所	変更前の用途区分	変更理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途
1	・西区五十嵐 2 の町 7589 番 5 ・西区五十嵐 2 の町 7589 番 6	農用地	法第 10 条第 3 項非該当 〔具体的理由：指定錯誤のため〕	352.14 m ² (宅地)	—
2	・西区田潟字田潟 1170 番 ・西区田潟字田潟 1188 番 3 ・西区田潟字田潟 1189 番 ・西区中野小屋字中ノ島 1613 番 7	農用地	法第 10 条第 3 項非該当 〔具体的理由：指定錯誤のため〕	1,427.93 m ² (宅地、田、雑種地)	—
3	・西区赤塚字関下 1587 番 1 ・西区赤塚字関下 1589 番 1	農用地	法第 10 条第 3 項第 4 号該当 〔具体的理由：ライスセンターの建設等〕	1,414 m ² (畑)	ライスセンターの建設

2 変更理由

○番号 1

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

当該土地は農機具等の修理工場の敷地として昭和 54 年に農用地利用計画の変更申請が提出され、同年 7 月に計画の変更が決定されている。しかし、現在の農業振興地域計画には反映されておらず、当時もしくはその後の事務処理の中で誤りがあったものと考えられる。以上より農振法第 10 条第 3 項非該当とし、農用地区域から除外する。

○番号 2

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

当該土地には専用住宅が建築されている。全部事項証明書により、田潟 1170 番については昭和 33 年、中野小屋 1613 番 7 については昭和 18 年に宅地として登記されていることが確認でき、田潟 1188 番 3 については課税明細書より、昭和 44 年には建物が建築されていることが確認できる。田潟 1189 番については 1188 番 3 に附随して宅地課税されているため、同年に宅地化されたとみなすことができる。

また、昭和 37 年、44 年、48 年の航空写真でも当該敷地内に建物が建築されていることが確認できる。

昭和 48 年に農用地区域の範囲が定められる以前に既に非農地化していることから、農振法第 10 条第 3 項非該当とし、農用地区域から除外する。

○番号3

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

当該土地にライスセンターを新設するため、農用地から農業用施設用地へ用途変更を行うものである。申出者は稲作や、露地野菜や施設野菜の栽培に取り組んでおり、地域内では地元農業者から水田を借受けし、面積の規模拡大が続いており、既存施設では手狭となっている。

これらの状況から、ライスセンター新設に必要な規模である当該土地を農業用施設用地へ用途変更する。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

該当なし

5 当該変更の経過

番号1・2

日付	事項
R2. 10. 23	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
R2. 10. 30	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
R2. 11. 16	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
R2. 12. 11	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
R2. 12. 28	新潟農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
R3. 1. 12	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
R3. 1. 15	新潟農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
R3. 2. 1	新潟農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（農振除外）

番号3

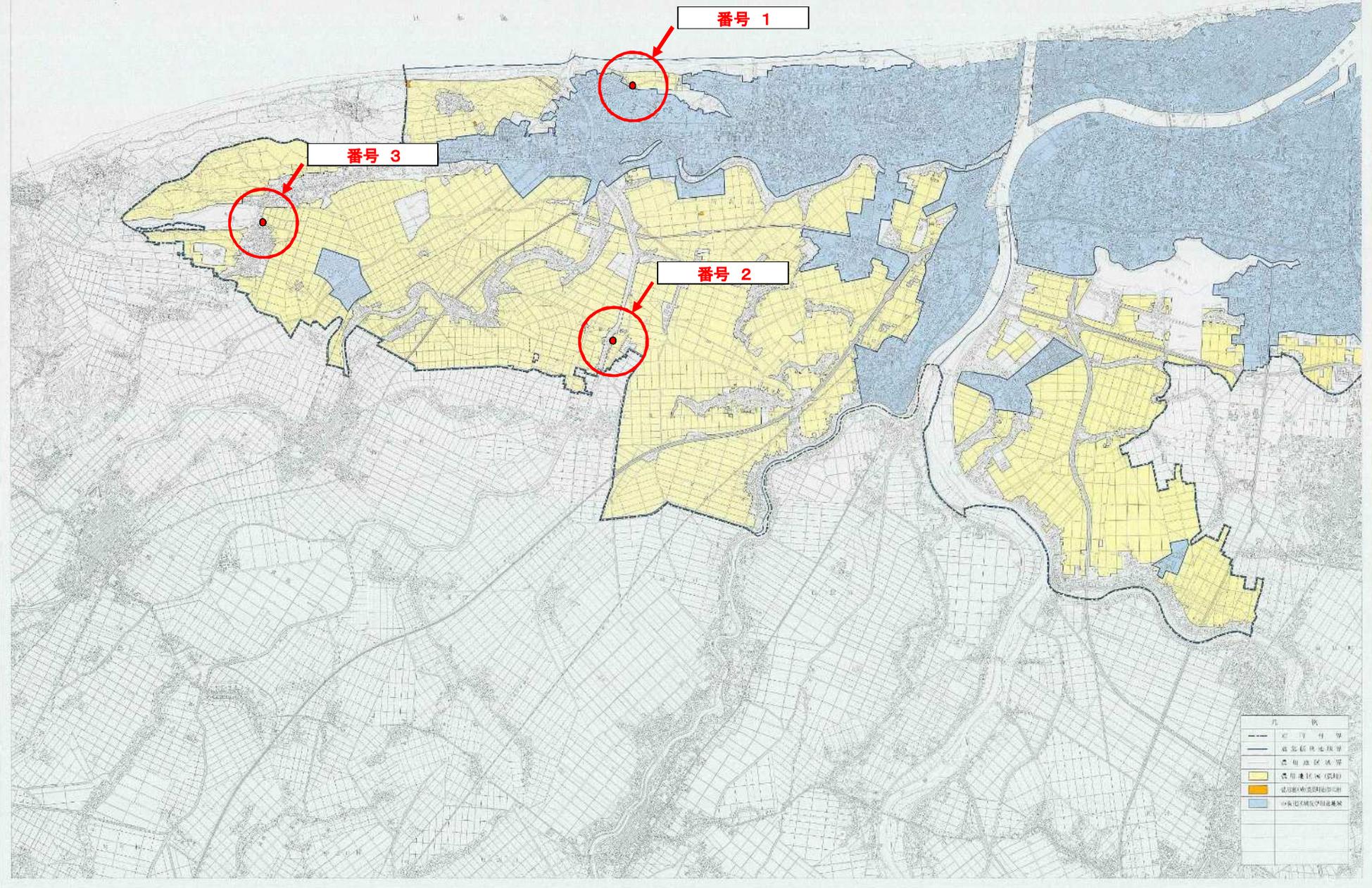
日付	事項
R3. 3. 10	新潟農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（用途変更）

附図1号 土地利用計画図-1
新潟市

番号 1

番号 3

番号 2



凡 例	
—	境界
—	指定用途区域
—	指定用途区域(臨時)
■	指定用途区域(臨時)
■	指定用途区域(臨時)



新潟市 土地利用計画図-1
 1. 目的
 2. 計画区域
 3. 計画期間
 4. 計画内容
 5. 計画の実施
 6. 計画の見直し
 7. 計画の公表
 8. 計画の施行
 9. 計画の完了
 10. 計画の廃止

新潟市 建設局

変更箇所詳細図

番号 1

五十嵐 2 の町

五十嵐2の町
中継 7606-5

凡 例



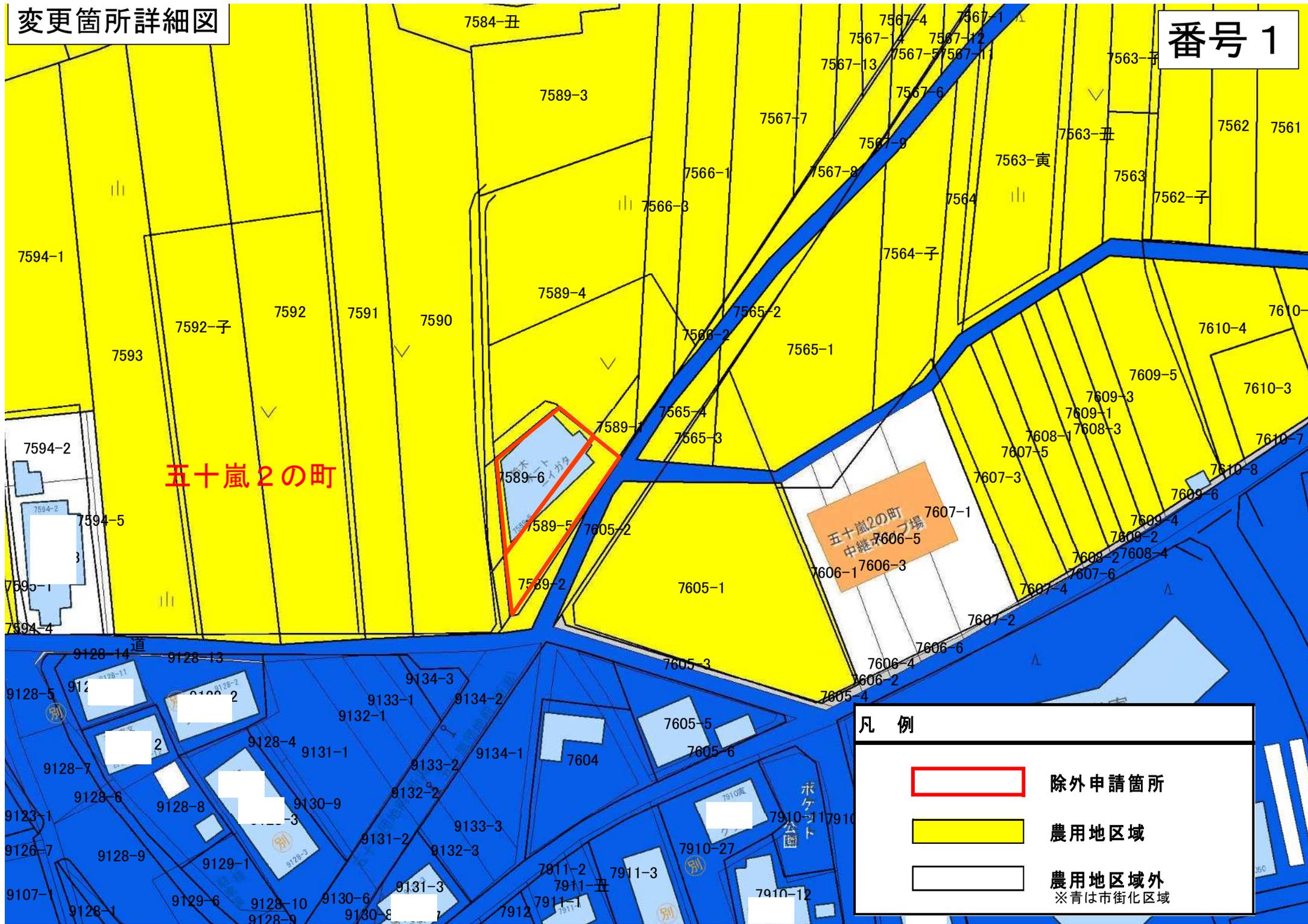
除外申請箇所



農用地区域

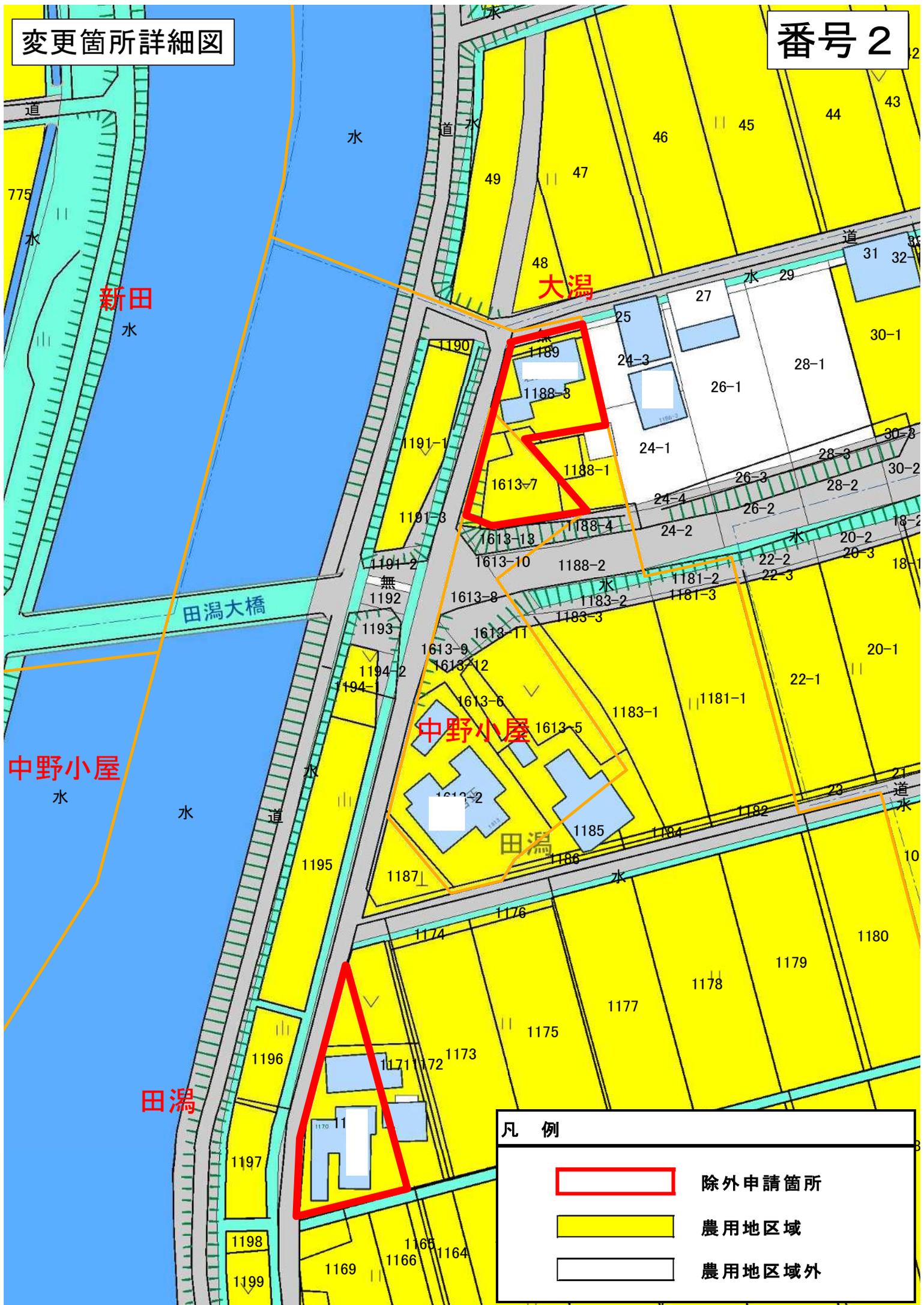


農用地区域外
※青は市街化区域



変更箇所詳細図

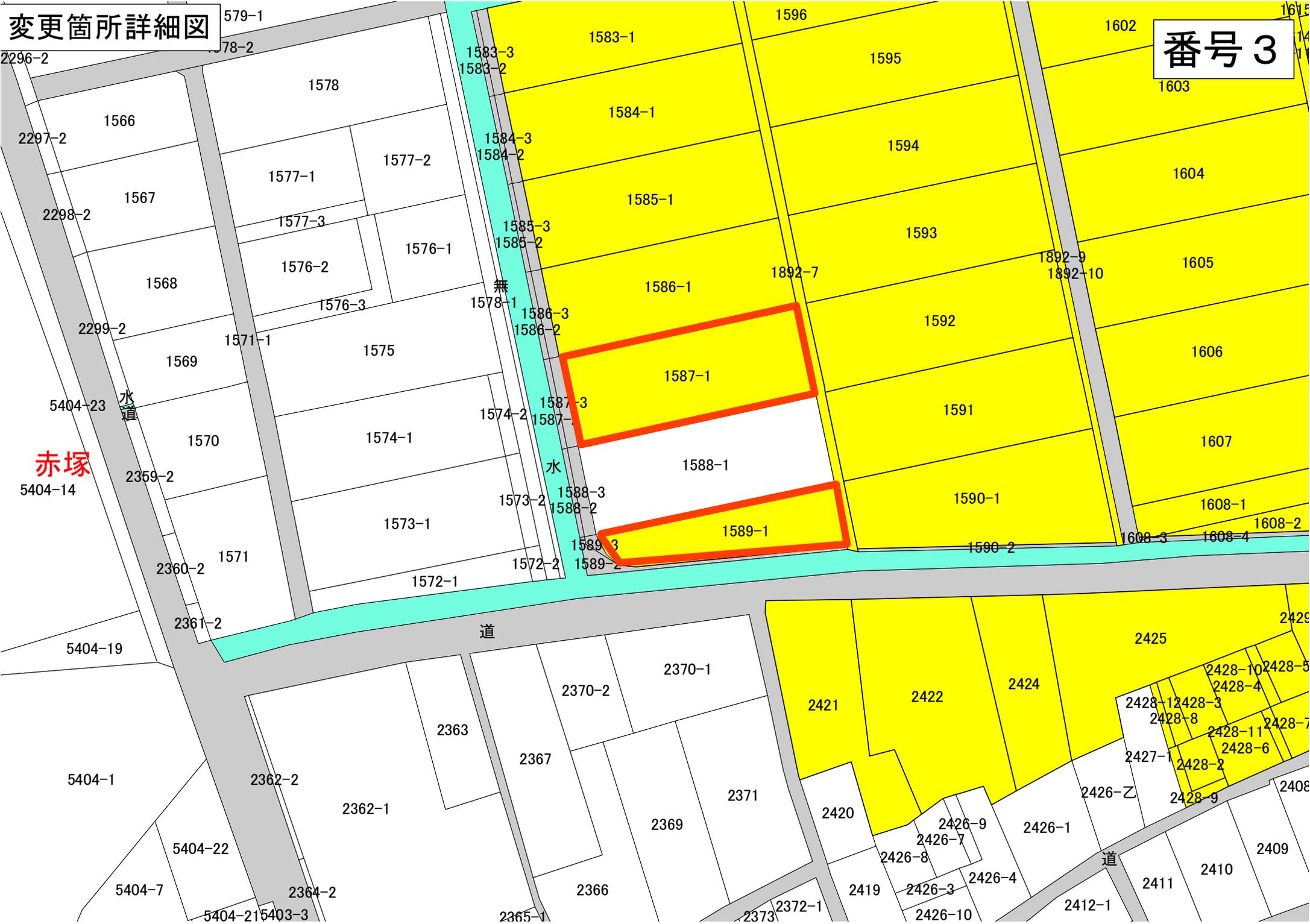
番号 2



凡 例	
	除外申請箇所
	農用地区域
	農用地区域外

変更箇所詳細図

番号 3



赤塚

水道

道

道

579-1
78-2
2296-2
2297-2
2298-2
2299-2
5404-23
5404-14
2359-2
2360-2
2361-2
5404-19
5404-1
5404-22
5404-7
5404-21
5403-3
2362-2
2362-1
2363
2367
2369
2371
2373
2372-1
2365-1
1578
1577-1
1577-2
1577-3
1576-1
1576-2
1576-3
1571-1
1570
1574-1
1573-1
1573-2
1572-1
1572-2
1578-1
1574-2
1573-1
1573-2
1572-2
1583-3
1583-2
1584-3
1584-2
1585-3
1585-2
無
1586-3
1586-2
1587-3
1587-2
1588-3
1588-2
1589-3
1589-2
1583-1
1584-1
1585-1
1586-1
1587-1
1588-1
1589-1
1596
1595
1594
1593
1892-7
1892-9
1892-10
1592
1591
1590-1
1590-2
1602
1603
1604
1605
1606
1607
1608-1
1608-2
1608-3
1608-4
2421
2422
2424
2426-9
2426-1
2426-乙
2427-1
2428-1
2428-2
2428-3
2428-4
2428-5
2428-6
2428-7
2428-8
2428-9
2428-10
2428-11
2408
2409
2410
2411
2412-1
2408-1
2408-2
2408-3
2408-4
2408-5
2408-6
2408-7
2408-8
2408-9
2408-10
2408-11
2408-12